

有限会社 大和福祉会
指定通所介護事業所、指定介護総合事業所運営規定

(事業の目的)

第 1 条 有限会社 大和福祉会が、運営する勝雄指定通所介護事業所及び勝雄指定介護総合事業介護事業所(以下、「事業所」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師及び介護職員等の従業者(以下、「従業者」という。)が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な通所介護及び介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業者の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものと連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター 勝雄
- (2) 所在地 福岡県柳川市大和町塩塚 1386-1(併設/介護付有料老人ホーム 勝雄)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(介護付有料老人ホーム 勝雄と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護及び指定介護総合事業の提供にあたるものとする。
- (2) 生活相談員 2名(専従1名、介護職と兼務1名)
生活相談員は、利用者の心身の状況及びその置かれている生活環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた通所介護計画及び指定介護総合通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容についての説明を行う。
生活相談員は、通所介護計画及び総合事業通所介護計画に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、機能訓練の効果により利用者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し相談援助等の生活指導を行う。
- (3) 看護職員 2名(常勤2名、機能訓練指導員と1名兼務)
看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態となることの予防に資する。
- (4) 介護職員 9名(常勤8名、生活相談員を1名兼務)

介護職員は、指定通所介護及び指定介護総合事業通所介護の提供にあたる。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用人数)

(5) 機能訓練指導員 1名(看護職員と1名兼務)

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 通常、日曜日から月曜日までの毎日

(2)営業時間 通常、午前8時20分から午後5時までとする。

(3)サービス提供時間

午前9時から午後4時までとする。ただし、特別な需要がある場合にはこの限りではない。

(4)その他の年間の休日

1月1日(元旦)

(指定通所介護の利用人数)

第6条 事業者の利用定員は、1日40人とする。

(指定通所介護及び指定介護総合事業介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護総合事業通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護総合事業所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(別表記載)によるものとし、当該指定通所介護及び指定介護総合事業通所介護が法定代理受領サービスであるときは、所得に応じて1割または2割または3割の額とする。(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 相談・援助等の生活指導、レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事代

(3) おむつ代

(4) 前各号に掲げるもののほか、通所介護及び指定通所総合事業通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、柳川市・みやま市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、通所介護及び総合事業通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 入浴サービスを利用する際は、当日の体調を看護師等に正確に伝え、決して無理をしないようにする。また、感染症の皮膚疾患等がある場合は事前に知らせ、入浴後の処置の有無も報告することとする。
- (2) 機能回復訓練室を利用する場合は、バイタルチェック後に機能訓練計画に沿っての実施を行う。
- (3) 送迎サービスを利用する場合は、あらかじめ知らせている迎えの時間までは準備を終えておくようにする。また、急用等で送迎サービスを利用しないときはなるべく早く電話連絡を行う。また、送迎サービス利用中に具合が悪くなったりした場合は、同乗の職員に速やかに報告し処理を受けるようにする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、通所介護及び総合事業通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定通所介護及び指定介護総合事業介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常対策(火災、台風等)に備え、月1回の防災訓練を実施する。また、年2回は消防署との避難訓練を行い、災害についての専門的な知識や、非難方法を会得する。

(その他運営に関する事項)

第12条 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2)継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これから秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社大和福祉会と事業所者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止)

第13条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(業務継続計画(BCP)の策定)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

4

5 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必用に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第15条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保について(パワハラ・セクハラ防止))

第16条 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ担当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

6 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年6月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年1月1日から施行する。

この規定は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

通所総合事業介護費

通常規模事業所 所要時間 6 時間以上 7 時間未満

	給付単位	利用者負担	保険給付
要支援1(1割)	1,798 単位	1,798 円	16,182 円
(2割)	3,596 単位	3,596 円	32,364 円
(3割)	5,394 単位	5,394 円	48,546 円
要支援2(1割)	3,621 単位	3,621 円	32,589 円
(2割)	7,242 単位	7,242 円	65,178 円
(3割)	10,863 単位	10,863 円	97,767 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき+所定単位×59/1000)			
サービス提供強化加算Ⅲ1			
要支援1(1割)	24単位	24円	216円
(2割)	48単位	48円	432円
(3割)	72 単位	72 円	648 円
要支援2(1割)	48単位	48円	432円
(2割)	96 単位	96 円	864 円
(3割)	144 単位	144 円	1,296 円

通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の 59/1000

通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の 12/1000

通所型独自サービスベースアップ等支援加算 所定単位数の 11/1000

加算について

※ 介護職員処遇改善加算についてはサービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定する。

※ 口腔機能向上加算については月 2 回 3 ヶ月以内、運動機能向上加算については月 1 回算定するものとする。

注意事項

※平成 30 年8月1日より、第一号被保険者(65歳以上)のうち、一定以上の所得がある方の利用者負担(通所介護費)を 2～3 割(通常は1割負担)とする。

通所介護費

通常規模事業所 所要時間 6 時間以上 7 時間未満

	給付単位	利用者負担	保険給付	
要介護 1	(1割)	584 単位	584 円	5,256 円
	(2割)	1,168 単位	1,168 円	10,512 円
	(3割)	1,752 単位	1,752 円	15,768 円
要介護 2	(1割)	689 単位	689 円	6,201 円
	(2割)	1,378 単位	1,378 円	12,402 円
	(3割)	2,067 単位	2,067 円	18,603 円
要介護 3	(1割)	796 単位	796 円	7,164 円
	(2割)	1,592 単位	1,592 円	14,328 円
	(3割)	2,388 単位	2,388 円	21,492 円
要介護 4	(1割)	884 単位	884 円	7,956 円
	(2割)	1,768 単位	1,768 円	15,912 円
	(3割)	2,703 単位	2,703 円	24,327 円
要介護 5	(1割)	1,008 単位	1,008 円	9,072 円
	(2割)	2,016 単位	2,016 円	18,144 円
	(3割)		3,024 円	27,216 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)1月につき+所定単位×59/1000				
入浴介助加算	(1割)	40 単位	40 円	360 円
	(2割)	80 単位	80 円	720 円
	(3割)	120 単位	120 円	1,080 円
サービス提供体制加算Ⅲ	(1割)	6 単位	6 円	54 円
	(2割)	12 単位	12 円	108 円
	(3割)	18 単位	18 円	162 円

通所介護処遇改善加算Ⅰ 1月につき+単位数×12/1000

通所介護特定処遇改善加算Ⅱ 1月につき+単位数×10/1000

通所介護ベースアップ等支援加算 1月につき+単位数×11/1000

加算について

※口腔機能向上加算については月 2 回 3 ヶ月以内。

※介護職員処遇改善加算・サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定する。

※入浴介助加算、個別機能訓練加算はサービス利用時。

※キャンセル料

当日連絡のない方、または短時間(2 時間未満)の利用の場合には、キャンセル料として、500 円を頂きます。

注意事項

※平成 30 年8月1日より、第一号被保険者(65歳以上)のうち、一定以上の所得がある方の利用者負担(通所介護費)を 2~3 割(通常は1割負担)とする。